

広津もと子後援会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、広津もと子後援会(通称ベリークラブ)と称し、主たる事務所を唐津市におく。

(目的)

第2条 本会は、国政の発展と国民生活の向上のために尽力している広津もと子氏の政治活動を後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するための次の事業を行う。

1. 後援会、座談会等の開催
2. 会報等の発刊及び配布
3. 関係諸団体との連携
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
監 事	1 名
会計責任者	1 名

第6条 1.役員は総会において選出する。

2.役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 1.会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。

2.会長は、必要に応じて役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金等の収入をもって当てる。

(会費)

第9条	本会の会費は、個人会費	1 口	1 年間	2,000 円
	法人会費	1 口	1 年間	50,000 円とする。

(会計年度及び会計監査)

第10条 1.本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

2.会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第11条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補足)

第12条 本規約に定めない事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、平成18年7月1日より実施する。